

TRADEMARK ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

ETAS ID: TM413420

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT		
NATURE OF CONVEYANCE:	MERGER		
EFFECTIVE DATE:	04/01/2013		
CONVEYING PARTY DATA			
Name	Formerly	Execution Date	Entity Type
Teijin Kasei Kabushiki Kaisha (Teijin Chemicals Limited)		04/01/2013	Corporation: JAPAN
RECEIVING PARTY DATA			
Name:	TEIJIN KABUSHIKI KAISHA (TEIJIN LIMITED)		
Street Address:	6-7, Minamihommachi 1-chome		
City:	Chuo-ku, Osaka		
State/Country:	JAPAN		
Entity Type:	Corporation: JAPAN		
PROPERTY NUMBERS Total: 1			
Property Type	Number	Word Mark	
Registration Number:	2038566	MULTILON	
CORRESPONDENCE DATA			
Fax Number:	2022937860		
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>			
Phone:	2022937060		
Email:	tm@sughrue.com		
Correspondent Name:	GARY D. KRUGMAN/SUGHRUE MION, PLLC		
Address Line 1:	2100 PENNSYLVANIA AVENUE, N.W.		
Address Line 4:	WASHINGTON, D.C. 20037		
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	M8589		
DOMESTIC REPRESENTATIVE			
Name:	GARY D. KRUGMAN/SUGHRUE MION, PLLC		
Address Line 1:	2100 PENNSYLVANIA AVENUE, N.W.		
Address Line 4:	WASHINGTON, D.C. 20037		
NAME OF SUBMITTER:	Gary D. Krugman		
SIGNATURE:	/gary d. krugman/		
DATE SIGNED:	01/24/2017		

OP \$40.00 2038566

Total Attachments: 46

source=M8589 assignment doc#page1.tif
source=M8589 assignment doc#page2.tif
source=M8589 assignment doc#page3.tif
source=M8589 assignment doc#page4.tif
source=M8589 assignment doc#page5.tif
source=M8589 assignment doc#page6.tif
source=M8589 assignment doc#page7.tif
source=M8589 assignment doc#page8.tif
source=M8589 assignment doc#page9.tif
source=M8589 assignment doc#page10.tif
source=M8589 assignment doc#page11.tif
source=M8589 assignment doc#page12.tif
source=M8589 assignment doc#page13.tif
source=M8589 assignment doc#page14.tif
source=M8589 assignment doc#page15.tif
source=M8589 assignment doc#page16.tif
source=M8589 assignment doc#page17.tif
source=M8589 assignment doc#page18.tif
source=M8589 assignment doc#page19.tif
source=M8589 assignment doc#page20.tif
source=M8589 assignment doc#page21.tif
source=M8589 assignment doc#page22.tif
source=M8589 assignment doc#page23.tif
source=M8589 assignment doc#page24.tif
source=M8589 assignment doc#page25.tif
source=M8589 assignment doc#page26.tif
source=M8589 assignment doc#page27.tif
source=M8589 assignment doc#page28.tif
source=M8589 assignment doc#page29.tif
source=M8589 assignment doc#page30.tif
source=M8589 assignment doc#page31.tif
source=M8589 assignment doc#page32.tif
source=M8589 assignment doc#page33.tif
source=M8589 assignment doc#page34.tif
source=M8589 assignment doc#page35.tif
source=M8589 assignment doc#page36.tif
source=M8589 assignment doc#page37.tif
source=M8589 assignment doc#page38.tif
source=M8589 assignment doc#page39.tif
source=M8589 assignment doc#page40.tif
source=M8589 assignment doc#page41.tif
source=M8589 assignment doc#page42.tif
source=M8589 assignment doc#page43.tif
source=M8589 assignment doc#page44.tif
source=M8589 assignment doc#page45.tif
source=M8589 assignment doc#page46.tif

Certificate of a Portion of Company History

6-7, Minami-hommachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka

TEIJIN LIMITED

Company number 1200-01-077489

Trade name	TEIJIN LIMITED	
Location of head office	6-7, Minami-hommachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka	
Method of public announcement	Announced electronically. http://www.teijin.co.jp/ However, if announcement cannot be made electronically for an unavoidable reason such as an accident, a notice will be entered in Nihon Keizai Shimbun.	Changed on June 23, 2006
		Registered July 6, 2006
Date of establishment	June 17, 1918	
Corporate splits	Split off from TEIJIN FIBER LIMITED, 6-7, Minami-hommachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka on April 1, 2010 Registered on April 6, 2010	
	Split off from TEIJIN TECHNO PRODUCTS LIMITED, 6-7, Minami-hommachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka on April 1, 2010 Registered on April 6, 2010	
	Split off from TEIJIN FIBER LIMITED, 6-7, Minami-hommachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka on October 1, 2012 Registered on October 1, 2012	
	Split off from TEIJIN PHARMA LIMITED, 2-1, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo on October 1, 2012 Registered on October 1, 2012	
Mergers	Merged with TEIJIN TECHNO PRODUCTS LIMITED, 6-7, Minami-hommachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka, by merger on October 1, 2012 Registered on October 1, 2012	
	Merged with TEIJIN FILM LIMITED, 2-1, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, by merger on October 1, 2012 Registered on October 1, 2012	
	Merged with TEIJIN INTELLECTUAL PROPERTY CENTER LIMITED, 2-1, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, by merger on October 1, 2012 Registered on October 1, 2012	
	Merged with TEIJIN CREATIVE STAFF LIMITED, 6-7, Minami-hommachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka, by merger on October 1, 2012 Registered on October 1, 2012	
	Merged with TEIJIN CHEMICALS LIMITED, 2-1, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, by merger on April 1, 2013 Registered on April 1, 2013	

Matter concerning company that has established a board of directors	Company that has established a board of directors Registered on May 11, 2006, in accordance with provisions of Article 136, Law No. 87, 2005
Matter concerning company that has established a position for an auditor	Company that has established a position for an auditor Registered on May 11, 2006, in accordance with provisions of Article 136, Law No. 87, 2005
Matter concerning company that has established a board of auditors	Company that has established a board of auditors Registered on June 9, 2006
Matter concerning company that has established a position for an accounting auditor	Company that has appointed an accounting auditor Registered on June 9, 2006

The above document is certified to be a portion of the matters that are recorded in this registry and that have not been removed.

(Under the jurisdiction of the Osaka Legal Affairs Bureau)

July 1, 2013

Kita Branch Office

Osaka Legal Affairs Bureau

Registrar Takao Sugita (seal)

Reference no. A 283613

*Underlined portions are matters that have been deleted.

履歴事項全部証明書

大阪市中央区南本町一丁目6番7号
 帝人株式会社
 会社法人等番号 1200-01-077489

商号	帝人株式会社	
本店	大阪市中央区南本町一丁目6番7号	
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.teijin.co.jp/ 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行方。	平成18年 6月23日変更
		平成18年 7月 6日登記
会社成立の年月日	大正7年6月17日	
目的	<p>当社は、次の事業及びこれに関連する事業を営むこと、並びに、これらの事業を営む会社等の株式若しくは持分を保有することにより当該会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>1. 次の製品の製造、加工及び売買</p> <p>(1)化学繊維及びその他繊維並びにこれらの原料及び副産物</p> <p>(2)繊維原料及び繊維製品</p> <p>(3)プラスチックその他化学製品並びにこれらの原料及び副産物</p> <p>(4)石油化学製品並びにこれらの原料及び副産物</p> <p>(5)医薬品、医薬部外品、化粧品、各種薬品その他化学製品並びにこれらの原料及び副産物</p> <p>(6)繊維機械、化学機械その他の機械、設備、装置及び器具</p> <p>(7)医療機器及び医療用品</p> <p>(8)電子機器、分析機器及び情報処理機器並びにこれらに関連する資材</p> <p>(9)自動車関連機器</p> <p>(10)土木建設用資材</p> <p>(11)家具、装飾品、レジャー用品その他雑貨品</p> <p>(12)食品、食品添加物並びにこれらの原料及び副産物</p> <p>2. 前号製品等のリース業</p> <p>3. ソフトウェアの開発及び販売並びに情報通信、情報処理及び情報提供事業</p> <p>4. 在宅医療事業、病院外における介護及び看護に関する事業、並びに医療関連施設の経営</p> <p>5. 運送業、運送取扱業及び倉庫業</p> <p>6. 不動産の売買、貸借、管理及びこれらの仲介、代理並びに土地の造成、建設工事の設計、監理及び請負</p> <p>7. 金融業、損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>8. 教育施設の経営</p> <p>9. 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集、運搬、処理及び再生</p> <p>10. 前各号に関連する技術・情報の売買、調査、設計、技術指導及びコンサルティング業務</p> <p style="text-align: right;">平成19年 6月20日変更 平成19年 7月 3日登記</p>	

大阪市中央区南本町一丁目6番7号
 帝人株式会社
 会社法人等番号 1200-01-077489

単元株式数	1000株	
発行可能株式総数	30億株	平成18年 6月23日変更
		平成18年 7月 6日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 9億8475万8665株	平成20年 4月30日変更
		平成20年 5月13日登記
資本金の額	金708億1644万5237円	平成20年 4月30日変更
		平成20年 5月13日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 平成19年10月 1日変更 平成19年10月 3日登記	
役員に関する事項	取締役 <u>長 島 徹</u>	平成21年 6月24日重任
		平成21年 7月 7日登記
	取締役 <u>長 島 徹</u>	平成22年 6月23日重任
		平成22年 7月 6日登記
	取締役 <u>長 島 徹</u>	平成23年 6月22日重任
		平成23年 7月 6日登記
	取締役 <u>長 島 徹</u>	平成24年 6月22日重任
		平成24年 7月 5日登記
	取締役 <u>高 野 直 人</u>	平成21年 6月24日重任
		平成21年 7月 7日登記
平成22年 6月23日退任		
平成22年 7月 6日登記		

大阪市中央区南本町一丁目6番7号
 帝人株式会社
 会社法人等番号 1200-01-077489

	取締役	<u>片山隆之</u>	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月 7日登記
	取締役	<u>片山隆之</u>	平成22年 6月23日重任
			平成22年 7月 6日登記
			平成23年 6月22日退任
			平成23年 7月 6日登記
	取締役	<u>大八木成男</u>	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月 7日登記
	取締役	<u>大八木成男</u>	平成22年 6月23日重任
			平成22年 7月 6日登記
	取締役	<u>大八木成男</u>	平成23年 6月22日重任
			平成23年 7月 6日登記
	取締役	<u>大八木成男</u>	平成24年 6月22日重任
			平成24年 7月 5日登記
	取締役	<u>山岸隆</u>	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月 7日登記
			平成22年 6月23日退任
			平成22年 7月 6日登記
	取締役	<u>鈴木勝也</u>	平成21年 6月24日重任
	(社外取締役)		平成21年 7月 7日登記
	取締役	<u>鈴木勝也</u>	平成22年 6月23日重任
	(社外取締役)		平成22年 7月 6日登記
			平成23年 6月22日退任
			平成23年 7月 6日登記

大阪市中央区南本町一丁目6番7号
 帝人株式会社
 会社法人等番号 1200-01-077489

	取締役	<u>鈴木邦雄</u>	平成21年 6月24日重任
	(社外取締役)		平成21年 7月 7日登記
	取締役	<u>鈴木邦雄</u>	平成22年 6月23日重任
	(社外取締役)		平成22年 7月 6日登記
	取締役	<u>鈴木邦雄</u>	平成23年 6月22日重任
	(社外取締役)		平成23年 7月 6日登記
			平成24年 6月22日退任
			平成24年 7月 5日登記
	取締役	<u>澤部肇</u>	平成21年 6月24日重任
	(社外取締役)		平成21年 7月 7日登記
	取締役	<u>澤部肇</u>	平成22年 6月23日重任
	(社外取締役)		平成22年 7月 6日登記
取締役	<u>澤部肇</u>	平成23年 6月22日重任	
(社外取締役)		平成23年 7月 6日登記	
取締役	<u>澤部肇</u>	平成24年 6月22日重任	
(社外取締役)		平成24年 7月 5日登記	
取締役	<u>森田順二</u>	平成21年 6月24日就任	
		平成21年 7月 7日登記	
取締役	<u>森田順二</u>	平成22年 6月23日重任	
		平成22年 7月 6日登記	
取締役	<u>森田順二</u>	平成23年 6月22日重任	
		平成23年 7月 6日登記	
		平成24年 6月22日退任	
		平成24年 7月 5日登記	

大阪市中央区南本町一丁目6番7号
 帝人株式会社
 会社法人等番号 1200-01-077489

	取締役	<u>亀井 範雄</u>	平成21年 6月24日就任
			平成21年 7月 7日登記
	取締役	<u>亀井 範雄</u>	平成22年 6月23日重任
			平成22年 7月 6日登記
	取締役	<u>亀井 範雄</u>	平成23年 6月22日重任
			平成23年 7月 6日登記
	取締役	<u>亀井 範雄</u>	平成24年 6月22日重任
			平成24年 7月 5日登記
	取締役	<u>谷田 部俊明</u>	平成22年 6月23日就任
			平成22年 7月 6日登記
	取締役	<u>谷田 部俊明</u>	平成23年 6月22日重任
			平成23年 7月 6日登記
		平成24年 6月22日退任	
		平成24年 7月 5日登記	
取締役	<u>福田 善夫</u>	平成22年 6月23日就任	
		平成22年 7月 6日登記	
取締役	<u>福田 善夫</u>	平成23年 6月22日重任	
		平成23年 7月 6日登記	
取締役	<u>福田 善夫</u>	平成24年 6月22日重任	
		平成24年 7月 5日登記	
取締役	<u>西川 修</u>	平成23年 6月22日就任	
		平成23年 7月 6日登記	
取締役	<u>西川 修</u>	平成24年 6月22日重任	
		平成24年 7月 5日登記	

大阪市中央区南本町一丁目6番7号
 帝人株式会社
 会社法人等番号 1200-01-077489

取締役 <u>飯村豊</u> (社外取締役)	平成23年 6月22日就任
	平成23年 7月 6日登記
取締役 <u>飯村豊</u> (社外取締役)	平成24年 6月22日重任
	平成24年 7月 5日登記
取締役 <u>高橋卓</u>	平成24年 6月22日就任
	平成24年 7月 5日登記
取締役 <u>関誠夫</u> (社外取締役)	平成24年 6月22日就任
	平成24年 7月 5日登記
取締役 <u>妹尾堅一郎</u> (社外取締役)	平成24年 6月22日就任
	平成24年 7月 5日登記
<u>東京都千代田区三番町2番地2千鳥ヶ淵ハウス 405号</u> 代表取締役 <u>片山隆之</u>	平成21年 6月24日重任
	平成21年 7月 7日登記
<u>東京都千代田区三番町2番地2千鳥ヶ淵ハウス 405号</u> 代表取締役 <u>片山隆之</u>	平成22年 6月23日重任
	平成22年 7月 6日登記
<u>東京都世田谷区尾山台一丁目11番25-30 5号</u> 代表取締役 <u>片山隆之</u>	平成22年 8月21日住所 移転
	平成22年 9月 9日登記
	平成23年 6月22日退任
	平成23年 7月 6日登記

大阪市中央区南本町一丁目6番7号
 帝人株式会社
 会社法人等番号 1200-01-077489

東京都稲城市若葉台一丁目44番地の10 代表取締役 <u>大八木成男</u>	平成21年 6月24日重任
	平成21年 7月 7日登記
	平成22年 6月23日重任
	平成22年 7月 6日登記
東京都稲城市若葉台一丁目44番地の10 代表取締役 <u>大八木成男</u>	平成23年 6月22日重任
	平成23年 7月 6日登記
東京都稲城市若葉台一丁目44番地の10 代表取締役 <u>大八木成男</u>	平成24年 6月22日重任
	平成24年 7月 5日登記
横浜市青葉区美しが丘四丁目4番地21 代表取締役 <u>山岸隆</u>	平成21年 6月24日就任
	平成21年 7月 7日登記
	平成22年 6月23日退任
	平成22年 7月 6日登記
東京都小金井市東町五丁目19番22号 代表取締役 <u>森田順二</u>	平成22年 6月23日就任
	平成22年 7月 6日登記
	平成23年 6月22日重任
	平成23年 7月 6日登記
東京都小金井市東町五丁目19番22号 代表取締役 <u>森田順二</u>	平成24年 3月31日辞任
	平成24年 4月 2日登記
神戸市東灘区住吉山手三丁目1番33-309号 代表取締役 <u>亀井範雄</u>	平成23年 6月22日就任
	平成23年 7月 6日登記
神戸市東灘区住吉山手三丁目1番33-309号 代表取締役 <u>亀井範雄</u>	平成24年 6月22日重任
	平成24年 7月 5日登記
千葉市美浜区高浜三丁目1番2-1101号 代表取締役 <u>西川修</u>	平成24年 6月22日就任
	平成24年 7月 5日登記

大阪市中央区南本町一丁目6番7号
 帝人株式会社
 会社法人等番号 1200-01-077489

<u>監査役</u> (社外監査役)	<u>林 良 造</u>	平成20年 6月20日重任
		平成20年 7月 3日登記
		平成24年 6月22日退任
		平成24年 7月 5日登記
<u>監査役</u> (社外監査役)	<u>古 川 博</u>	平成19年 6月20日就任
		平成19年 7月 3日登記
		平成23年 6月22日退任
		平成23年 7月 6日登記
<u>監査役</u> (社外監査役)	<u>守 屋 俊 晴</u>	平成19年 6月20日就任
		平成19年 7月 3日登記
		平成23年 6月22日重任
		平成23年 7月 6日登記
<u>監査役</u> (社外監査役)	<u>守 屋 俊 晴</u>	平成23年 6月22日重任
		平成23年 7月 6日登記
		平成23年 6月22日退任
		平成23年 7月 6日登記
<u>監査役</u> (社外監査役)	<u>佐 野 喜 八 郎</u>	平成20年 6月20日就任
		平成20年 7月 3日登記
		平成24年 6月22日退任
		平成24年 7月 5日登記
<u>監査役</u> (社外監査役)	<u>林 紀 子</u>	平成21年 6月24日就任
		平成21年 7月 7日登記
<u>監査役</u> (社外監査役)	<u>天 野 篤 男</u>	平成23年 6月22日就任
		平成23年 7月 6日登記
<u>監査役</u> (社外監査役)	<u>谷 田 部 俊 明</u>	平成24年 6月22日就任
		平成24年 7月 5日登記
<u>監査役</u> (社外監査役)	<u>田 中 伸 男</u>	平成24年 6月22日就任
		平成24年 7月 5日登記

大阪市中央区南本町一丁目6番7号
 帝人株式会社
 会社法人等番号 1200-01-077489

	<p>会計監査人 <u>あずさ監査法人</u></p> <p>平成21年 6月24日重任</p> <p>平成21年 7月 7日登記</p> <p>会計監査人 <u>あずさ監査法人</u></p> <p>平成22年 6月23日重任</p> <p>平成22年 7月 6日登記</p> <p>会計監査人 <u>有限責任あずさ監査法人</u></p> <p>平成22年 7月 1日あず さ監査法人の名称変更</p> <p>平成22年 7月 6日登記</p> <p>会計監査人 <u>有限責任あずさ監査法人</u></p> <p>平成23年 6月22日重任</p> <p>平成23年 7月 6日登記</p> <p>会計監査人 <u>有限責任あずさ監査法人</u></p> <p>平成24年 6月22日重任</p> <p>平成24年 7月 5日登記</p>
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、会社法第423条第1項の取締役の責任について、その取締役が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がない場合に、責任の原因となった事実の内容、職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議によって、会社法所定の限度額の範囲内で免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第423条第1項の監査役の責任について、その監査役が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がない場合に、責任の原因となった事実の内容、職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議によって、会社法所定の限度額の範囲内で免除することができる。</p> <p>平成18年 6月23日変更 平成18年 7月 6日登記</p>
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の責任について、その者が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、金2千万円と会社法第425条第1項各号の額の合計額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>当社は、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の責任について、その者が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、金2千万円と会社法第425条第1項各号の額の合計額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>平成18年 6月23日変更 平成18年 7月 6日登記</p>
支店	<p>1</p> <p>東京都千代田区霞が関三丁目2番1号</p> <p>平成19年11月 5日設置</p> <p>平成19年11月16日登記</p>
新株予約権	<p>第4回新株予約権</p> <p>新株予約権の数</p> <p><u>430個</u></p> <p><u>410個</u></p> <p>平成19年 7月31日変更 平成19年 8月 8日登記</p>

390個

平成19年 8月31日変更 平成19年 9月11日登記
 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 43万株

普通株式 41万株

平成19年 7月31日変更 平成19年 8月 8日登記

普通株式 39万株

平成19年 8月31日変更 平成19年 9月11日登記
 各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

①新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、新株予約権1個当たり、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、行使価額という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、平成17年6月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、当該取引所における当社普通株式の普通取引の終値を「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数についてはこれを切り上げる。ただし、当該金額が平成17年7月1日（金曜日）の「終値」（当日に終値のない場合はそれに先立つ直近日の「終値」）を下回る場合は、当該「終値」を払込金額とする。

②前記①に定める行使価額は、平成17年7月4日以降に時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権もしくは平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の新株引受権の行使により新株を発行または移転する場合を除く。）は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{既発行 新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ + \\ \text{調整後 調整前 株式数} \quad \quad \quad 1 \text{株当たり時価} \\ = \quad \quad \quad \times \end{array}$$

行使価額 行使価額 既発行株式数+新規発行株式数

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、行使価額は、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整によって生じる1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月5日から平成22年7月4日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①新株予約権者について、法律や社内諸規則等の違反、社会や会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとし、以後、当該対象者の新株予約権の行使を認めない。

②新株予約権者は、当社の取締役および重要な使用人（執行役員および理事）ならびに当社の関係会社（子法人等および重要な関連会社）の取締役および重要な使用人のうち、いずれの地位も退いた後においても、上記①に定める条件その他新株予約権割当契約に定めた条件により権利喪失しない限り新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人（代襲者およびいわゆる再代襲者を含む。以下同じ。）のみが一代限りにおいて新株予約権を

	<p>行使することのみを認める。ただし、当該相続人による行使は、下記④の新株予約権割当契約に定めたとおりに従うことを条件とする。</p> <p>④新株予約権者は、当社との間で、当社の定める新株予約権割当契約を締結していなければならない。新株予約権割当契約には、新株予約権の譲渡、質入その他の処分を認めない旨の定めをすることができる。</p> <p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権全てを無償で消却することができる。</p> <p>②新株予約権者が新株予約権の行使の条件①の規定により権利行使を認められないものとなったとき、新株予約権の行使の条件④の新株予約権割当契約において定められる権利行使条件を充たさないものとなったとき、または、新株予約権割当契約に新株予約権者が違反したことにより当該契約が解約されたときは、未行使の新株予約権の全部または一部を無償で消却することができる。</p> <p>(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権全てを無償で取得することができる。</p> <p>②新株予約権者が新株予約権の行使の条件①の規定により権利行使を認められないものとなったとき、新株予約権の行使の条件④の新株予約権割当契約において定められる権利行使条件を充たさないものとなったとき、または、新株予約権割当契約に新株予約権者が違反したことにより当該契約が解約されたときは、未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。</p> <p>平成18年 5月 1日変更 平成18年 6月 9日登記</p> <p>平成17年 7月 7日登記</p>																											
	<p>平成22年7月5日行使期間満了</p> <p>平成22年 7月 6日登記</p>																											
<p>第5回新株予約権 新株予約権の数</p>	<table border="0"> <tr> <td><u>146個</u></td> <td>平成19年 8月31日変更</td> <td>平成19年 9月11日登記</td> </tr> <tr> <td><u>144個</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>142個</u></td> <td>平成21年 2月28日変更</td> <td>平成21年 3月 6日登記</td> </tr> <tr> <td><u>140個</u></td> <td>平成21年 4月30日変更</td> <td>平成21年 5月 8日登記</td> </tr> <tr> <td><u>136個</u></td> <td>平成21年 7月31日変更</td> <td>平成21年 8月 6日登記</td> </tr> <tr> <td><u>134個</u></td> <td>平成21年 9月30日変更</td> <td>平成21年10月 5日登記</td> </tr> <tr> <td><u>132個</u></td> <td>平成21年10月31日変更</td> <td>平成21年11月 6日登記</td> </tr> <tr> <td><u>130個</u></td> <td>平成22年 1月31日変更</td> <td>平成22年 2月 4日登記</td> </tr> <tr> <td><u>127個</u></td> <td>平成22年 3月31日変更</td> <td>平成22年 4月 6日登記</td> </tr> </table>	<u>146個</u>	平成19年 8月31日変更	平成19年 9月11日登記	<u>144個</u>			<u>142個</u>	平成21年 2月28日変更	平成21年 3月 6日登記	<u>140個</u>	平成21年 4月30日変更	平成21年 5月 8日登記	<u>136個</u>	平成21年 7月31日変更	平成21年 8月 6日登記	<u>134個</u>	平成21年 9月30日変更	平成21年10月 5日登記	<u>132個</u>	平成21年10月31日変更	平成21年11月 6日登記	<u>130個</u>	平成22年 1月31日変更	平成22年 2月 4日登記	<u>127個</u>	平成22年 3月31日変更	平成22年 4月 6日登記
<u>146個</u>	平成19年 8月31日変更	平成19年 9月11日登記																										
<u>144個</u>																												
<u>142個</u>	平成21年 2月28日変更	平成21年 3月 6日登記																										
<u>140個</u>	平成21年 4月30日変更	平成21年 5月 8日登記																										
<u>136個</u>	平成21年 7月31日変更	平成21年 8月 6日登記																										
<u>134個</u>	平成21年 9月30日変更	平成21年10月 5日登記																										
<u>132個</u>	平成21年10月31日変更	平成21年11月 6日登記																										
<u>130個</u>	平成22年 1月31日変更	平成22年 2月 4日登記																										
<u>127個</u>	平成22年 3月31日変更	平成22年 4月 6日登記																										

<u>125個</u>	平成22年 7月31日変更	平成22年 8月 5日登記
<u>121個</u>	平成22年 8月31日変更	平成22年 9月 6日登記
<u>115個</u>	平成22年 9月30日変更	平成22年10月 7日登記
<u>113個</u>	平成22年11月30日変更	平成22年12月 3日登記
<u>111個</u>	平成22年12月31日変更	平成23年 1月 7日登記
<u>107個</u>	平成23年 2月28日変更	平成23年 3月 4日登記
<u>103個</u>	平成23年 3月31日変更	平成23年 4月 5日登記
<u>101個</u>	平成23年 4月30日変更	平成23年 5月 9日登記
<u>97個</u>	平成23年 6月30日変更	平成23年 7月 6日登記
<u>93個</u>	平成23年 9月30日変更	平成23年10月 5日登記
<u>91個</u>	平成23年12月31日変更	平成24年 1月 6日登記
<u>80個</u>	平成24年 1月31日変更	平成24年 2月 6日登記
<u>74個</u>	平成24年 2月29日変更	平成24年 3月 5日登記
<u>72個</u>	平成24年 4月30日変更	平成24年 5月 8日登記
<u>70個</u>	平成25年 1月31日変更	平成25年 2月 7日登記
<u>63個</u>	平成25年 2月28日変更	平成25年 3月11日登記
<u>61個</u>	平成25年 3月31日変更	平成25年 4月 8日登記
<p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p> <p>また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する</p>		

日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

普通株式14万6000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成19年 7月12日更正

普通株式14万4000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成19年 8月31日変更 平成19年 9月11日登記

普通株式14万2000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成21年 2月28日変更 平成21年 3月 6日登記
普通株式14万株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成21年 4月30日変更 平成21年 5月 8日登記
普通株式13万6000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じ

たときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成21年 7月31日変更 平成21年 8月 6日登記
普通株式13万4000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成21年 9月30日変更 平成21年10月 5日登記
普通株式13万2000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成21年10月31日変更 平成21年11月 6日登記

普通株式13万株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成22年 1月31日変更 平成22年 2月 4日登記

普通株式12万7000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成22年 3月31日変更 平成22年 4月 6日登記

普通株式12万5000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総

会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成22年 7月31日変更 平成22年 8月 5日登記
普通株式12万1000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成22年 8月31日変更 平成22年 9月 6日登記
普通株式11万5000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。

ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成22年 9月30日変更 平成22年10月 7日登記
普通株式11万3000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。

ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成22年11月30日変更 平成22年12月 3日登記
普通株式11万1000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。

ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成22年12月31日変更 平成23年 1月 7日登記
普通株式10万7000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成23年 2月28日変更 平成23年 3月 4日登記
普通株式10万3000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成23年 3月31日変更 平成23年 4月 5日登記
普通株式10万1000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成23年 4月30日変更 平成23年 5月 9日登記
普通株式9万7000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成23年 6月30日変更 平成23年 7月 6日登記
普通株式9万3000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成23年 9月30日変更 平成23年10月 5日登記
普通株式9万1000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、

付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成23年12月31日変更 平成24年 1月 6日登記
普通株式8万株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数
（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成24年 1月31日変更 平成24年 2月 6日登記
普通株式7万4000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数
（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡

及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成24年 2月29日変更 平成24年 3月 5日登記
普通株式7万2000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成24年 4月30日変更 平成24年 5月 8日登記
普通株式7万株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成25年 1月31日変更 平成25年 2月 7日登記

普通株式6万3000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成25年 2月28日変更 平成25年 3月11日登記

普通株式6万1000株とし、各募集新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 8日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
1個当たり66万3000円（1株当たり663円）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月10日から平成38年7月9日まで

新株予約権の行使の条件

- i 当社の取締役の地位を有する者に割当てられた新株予約権についてその新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当該当社の取締役として割当てを受けた者が当社、当社子会社および当社関連会社のいずれの取締役の地位をも喪失し、かつ、当社の帝人グループ執行役員および帝人グループ理事のいずれの地位をも喪失した時（以下、「権利行使開始日」という。）以降、権利行使開始日から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- i-2 帝人グループ執行役員または帝人グループ理事の地位を有する者に割当てられた新株予約権についてその新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当該帝人グループ執行役員または帝人グループ理事として割当てを受けた者が帝人グループ執行役員および帝人グループ理事のいずれの地位をも喪失し、かつ、当社、当社子会社および当社関連会社のいずれの取締役の地位をも喪失した時（以下、「権利行使開始日」という。）以降、権利行使開始日から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ii 上記 i に関わらず、新株予約権者は以下のア) 又はイ) に定める場合（ただし、イ) については、組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ア) 新株予約権者が平成37年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成37年7月10日から平成38年7月9日
 - イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- iii 新株予約権者がその有する募集新株予約権を行使することができなくなったときに該当する事項、及び、新株予約権者が死亡した場合の新株予約権の相続に関する事項等については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に別途定めるものとする。新株予約権者は、新株予約権を行使する際、「新株予約権割当契約」を締結していなければならない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 以下の i、ii、iii、iv 及び v の議案につき当社株主総会で承認された場合
 (株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合)
 は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成18年 7月10日発行

平成18年 7月18日登記

第6回新株予約権

新株予約権の数

207個

204個

198個

平成21年 4月30日変更

平成21年 5月 8日登記

平成21年 7月31日変更

平成21年 8月 6日登記

195個

平成21年 9月30日変更

平成21年10月 5日登記

192個

平成21年10月31日変更

平成21年11月 6日登記

188個

平成22年 1月31日変更

平成22年 2月 4日登記

184個

平成22年 3月31日変更

平成22年 4月 6日登記

182個

平成22年 7月31日変更

平成22年 8月 5日登記

177個

平成22年 8月31日変更

平成22年 9月 6日登記

170個

平成22年 9月30日変更

平成22年10月 7日登記

167個

平成22年11月30日変更

平成22年12月 3日登記

164個

平成22年12月31日変更

平成23年 1月 7日登記

156個

平成23年 2月28日変更

平成23年 3月 4日登記

150個

平成23年 3月31日変更

平成23年 4月 5日登記

145個

平成23年 6月30日変更

平成23年 7月 6日登記

139個

平成23年 9月30日変更 平成23年10月 5日登記

129個

平成24年 1月31日変更 平成24年 2月 6日登記

122個

平成24年 2月29日変更 平成24年 3月 5日登記

119個

平成25年 1月31日変更 平成25年 2月 7日登記

105個

平成25年 2月28日変更 平成25年 3月11日登記

101個

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 8日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式20万7000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
 (以下、「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

普通株式20万4000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
 (以下、「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成21年 4月30日変更 平成21年 5月 8日登記

普通株式19万8000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
 (以下、「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成21年 7月31日変更 平成21年 8月 6日登記

普通株式19万5000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
 (以下、「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成21年 9月30日変更 平成21年10月 5日登記

普通株式19万2000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
 (以下、「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合に

大阪市中央区南本町一丁目6番7号

帝人株式会社

会社法人等番号 1200-01-077489

は、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成21年10月31日変更 平成21年11月6日登記
普通株式18万8000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成22年1月31日変更 平成22年2月4日登記
普通株式18万4000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成22年3月31日変更 平成22年4月6日登記
普通株式18万2000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成22年7月31日変更 平成22年8月5日登記
普通株式17万7000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成22年8月31日変更 平成22年9月6日登記
普通株式17万株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成22年9月30日変更 平成22年10月7日登記

普通株式16万7000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成22年11月30日変更 平成22年12月 3日登記

普通株式16万4000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成22年12月31日変更 平成23年 1月 7日登記

普通株式15万6000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成23年 2月28日変更 平成23年 3月 4日登記

普通株式15万株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成23年 3月31日変更 平成23年 4月 5日登記

普通株式14万5000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成23年 6月30日変更 平成23年 7月 6日登記

普通株式13万9000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成23年 9月30日変更 平成23年10月 5日登記
普通株式12万9000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成24年 1月31日変更 平成24年 2月 6日登記
普通株式12万2000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成24年 2月29日変更 平成24年 3月 5日登記
普通株式11万9000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成25年 1月31日変更 平成25年 2月 7日登記
普通株式10万5000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成25年 2月28日変更 平成25年 3月11日登記
普通株式10万1000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という。)は1000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 8日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
1個当たり61万円(1株当たり610円)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月5日から平成39年7月4日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) (a) 当社の取締役の地位を有する者に割当てられた新株予約権について、その新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社、当社子会社および当社関連会社の取締役、帝人グループ執行役員、ならびに帝人グループ理事のいずれの地位をも喪失した時（以下、「権利行使開始日」という。）以降、権利行使開始日から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (b) 帝人グループ執行役員または帝人グループ理事の地位を有する者に割当てられた新株予約権について、その新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、帝人グループ執行役員、帝人グループ理事ならびに、当社、当社子会社および当社関連会社の取締役のいずれの地位をも喪失した時（以下、「権利行使開始日」という。）以降、権利行使開始日から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は以下の①または②に定める場合（ただし、②については、組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成38年7月4日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成38年7月5日から平成39年7月4日
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要なときは、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「2007年度新株予約権割当契約」に別途定めるものとし、新株予約権者は、新株予約権を行使するまでに、「2007年度新株予約権割当契約」を締結していなければならない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の(1)、(2)、(3)、(4)および(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要なときは、当社取締役会の決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成19年 7月 5日発行

平成19年 7月 6日登記

第7回新株予約権

新株予約権の数

328個

322個

317個

平成22年 3月31日変更 平成22年 4月 6日登記

平成22年 7月31日変更 平成22年 8月 5日登記

306個

平成22年 9月30日変更 平成22年10月 7日登記

302個

平成22年11月30日変更 平成22年12月 3日登記

298個

平成22年12月31日変更 平成23年 1月 7日登記

286個

平成23年 2月28日変更 平成23年 3月 4日登記

275個

平成23年 3月31日変更 平成23年 4月 5日登記

267個

平成23年 6月30日変更 平成23年 7月 6日登記

259個

平成23年 9月30日変更 平成23年10月 5日登記

251個

平成24年 1月31日変更 平成24年 2月 6日登記

235個

平成25年 2月28日変更 平成25年 3月11日登記

225個

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 8日登記

216個

平成25年 4月30日変更 平成25年 5月 9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式32万8000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、
付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、
これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じ
たときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

普通株式32万2000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、
付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、
これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じ
たときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成22年 3月31日変更 平成22年 4月 6日登記

普通株式31万7000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、
付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、
これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じ
たときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成22年 7月31日変更 平成22年 8月 5日登記

普通株式30万6000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、
付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、
これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じ
たときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成22年 9月30日変更 平成22年10月 7日登記

普通株式30万2000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、
付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、
これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じ
たときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成22年11月30日変更 平成22年12月 3日登記

普通株式29万8000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、
付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、
これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成22年12月31日変更 平成23年 1月 7日登記
普通株式28万6000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成23年 2月28日変更 平成23年 3月 4日登記
普通株式27万5000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成23年 3月31日変更 平成23年 4月 5日登記
普通株式26万7000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成23年 6月30日変更 平成23年 7月 6日登記
普通株式25万9000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成23年 9月30日変更 平成23年10月 5日登記
普通株式25万1000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成24年 1月31日変更 平成24年 2月 6日登記
普通株式23万5000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、

付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成25年 2月28日変更 平成25年 3月11日登記
普通株式22万5000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 8日登記
普通株式21万6000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成25年 4月30日変更 平成25年 5月 9日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
1個当たり30万7000円(1株当たり307円)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額(以下「行使価額」という)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月7日から平成40年7月6日まで

新株予約権の行使の条件

(1) (a) 当社の取締役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、帝人グループ執行役員及び帝人グループ理事のいずれの地位をも喪失した時(以下「権利行使開始日」という)以降、権利行使開始日から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

(b) 帝人グループ執行役員又は帝人グループ理事の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、帝人グループ執行役員、帝人グループ理事並びに当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役のいずれの地位をも喪失した時(以下「権利行使開始日」という)以降、権利行使開始日から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は以下の①又は②に定める場合(但し、②については、組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

- ① 新株予約権者が平成39年7月6日に至るまでに権利行使開始日を
 迎えなかった場合
 平成39年7月7日から平成40年7月6日
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社
 となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株
 主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取
 締役会決議がなされた場合）
 当該承認日の翌日から15日間
- (3) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結す
 る「2008年度新株予約権割当契約書」に別途定めるものとし、新
 株予約権者は、新株予約権を行使するまでに、「2008年度新株予
 約権割当契約書」を締結しなければならない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総
 会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議が
 なされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を
 取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得に
 ついて当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承
 認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該株
 式の取得について当社の承認を要すること又は当社が株主総会の決議
 によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更
 承認の議案

平成20年 7月 7日発行

平成20年 7月14日登記

第8回新株予約権

新株予約権の数

420個

415個

平成22年 7月31日変更 平成22年 8月 5日登記

410個

平成23年 2月28日変更 平成23年 3月 4日登記

399個

平成23年 6月30日変更 平成23年 7月 6日登記

389個

平成23年 9月30日変更 平成23年10月 5日登記

378個

平成24年 1月31日変更 平成24年 2月 6日登記

366個

平成24年 9月30日変更 平成24年10月 9日登記

344個

平成25年 2月28日変更 平成25年 3月11日登記

326個

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 8日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式42万株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

普通株式41万5000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成22年 7月31日変更 平成22年 8月 5日登記

普通株式41万株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成23年 2月28日変更 平成23年 3月 4日登記

普通株式39万9000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成23年 6月30日変更 平成23年 7月 6日登記

普通株式38万9000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成23年 9月30日変更 平成23年10月 5日登記

普通株式37万8000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成24年 1月31日変更 平成24年 2月 6日登記
普通株式36万6000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成24年 9月30日変更 平成24年10月 9日登記
普通株式34万4000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成25年 2月28日変更 平成25年 3月11日登記
普通株式32万6000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数
(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 8日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
1個当たり25万3000円(1株当たり253円)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額(以下「行使価額」という)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月9日から平成41年7月8日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 当社の取締役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、帝人グループ執行役員及び帝人グループ理事のいずれの地位をも喪失した時(以下「権利行使開始日」という)以降、権利行使開始日から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。帝人グループ執行役員又は帝人グループ理事の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、権利行使開始日から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は以下の①又は②に定める場合(但し、②については、組織再編における新株予約権の消滅及び再編

対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

① 新株予約権者が平成40年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成40年7月9日から平成41年7月8日

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「2009年度新株予約権割当契約書」に別途定めるものとし、新株予約権者は、新株予約権を行使するまでに、「2009年度新株予約権割当契約書」を締結しなければならない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成21年 7月 9日発行

平成21年 7月16日登記

第9回新株予約権

新株予約権の数

349個

344個

平成23年 9月30日変更 平成23年10月 5日登記

325個

平成25年 2月28日変更 平成25年 3月11日登記

313個

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 8日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式34万9000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

普通株式34万4000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成23年 9月30日変更 平成23年10月 5日登記

普通株式32万5000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成25年 2月28日変更 平成25年 3月11日登記

普通株式31万3000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 8日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
1個当たり26万1000円（1株当たり261円）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額（以下「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月9日から平成42年7月8日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、帝人グループ執行役員及び帝人グループ理事のいずれの地位をも喪失した時（以下「権利行使開始日」という）以降、権利行使開始日から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。帝人グループ執行役員又は帝人グループ理事の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、権利行使開始日から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は以下の①又は②に定める場合（但し、②については、組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に従って新株予約

権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

① 新株予約権者が平成41年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成41年7月9日から平成42年7月8日

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「2010年度新株予約権割当契約書」に別途定めるものとし、新株予約権者は、新株予約権を行使するまでに、「2010年度新株予約権割当契約書」を締結しなければならない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成22年 7月 9日発行

平成22年 7月14日登記

第10回新株予約権

新株予約権の数

737個

724個

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 8日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式73万7000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数

(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

普通株式72万4000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数

(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、

付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 8日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
1個当たり24万5000円（1株当たり245円）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額（以下「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年3月12日から平成44年3月11日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 当社の取締役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、帝人グループ執行役員及び帝人グループ理事のいずれの地位をも喪失した時（以下「権利行使開始日」という）以降、権利行使開始日から5年間に限り新株予約権を行使できる。帝人グループ執行役員又は帝人グループ理事の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、権利行使開始日から5年間に限り新株予約権を行使できる。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は以下の①又は②に定める場合（但し、②については、組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

① 新株予約権者が平成43年3月11日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成43年3月12日から平成44年3月11日

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「2011年度新株予約権割当契約書」に別途定めるものとし、新株予約権者は、新株予約権を行使するまでに、「2011年度新株予約権割当契約書」を締結しなければならない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成24年 3月12日発行

平成24年 3月16日登記

第11回新株予約権

新株予約権の数

698個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式69万8000株とし、各新株予約権1個の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は1000株とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
1個当たり19万6000円(1株当たり196円)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額(以下「行使価額」という)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成25年3月15日から平成45年3月14日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、帝人グループ執行役員及び帝人グループ理事のいずれの地位をも喪失した時(以下「権利行使開始日」という)以降、権利行使開始日から5年間に限り新株予約権を行使できる。帝人グループ執行役員又は帝人グループ理事の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、権利行使開始日から5年間に限り新株予約権を行使できる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は以下の①又は②に定める場合

	<p>(但し、②については、組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>① 新株予約権者が平成44年3月14日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成44年3月15日から平成45年3月14日</p> <p>② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>(3) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「2012年度新株予約権割当契約書」に別途定めるものとし、新株予約権者は、新株予約権を行使するまでに、「2012年度新株予約権割当契約書」を締結しなければならない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 (2) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案 (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案 (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p>		
会社分割	<table border="1"> <tr> <td>平成25年 3月15日発行</td> </tr> <tr> <td>平成25年 3月22日登記</td> </tr> </table> <p>平成22年4月1日大阪市中央区南本町一丁目6番7号帝人ファイバー株式会社から分割 平成22年 4月 6日登記</p> <p>平成22年4月1日大阪市中央区南本町一丁目6番7号帝人テクノプロダクツ株式会社から分割 平成22年 4月 6日登記</p> <p>平成24年10月1日大阪市中央区南本町一丁目6番7号帝人ファイバー株式会社から分割 平成24年10月 1日登記</p> <p>平成24年10月1日東京都千代田区霞が関三丁目2番1号帝人ファーマ株式会社から分割 平成24年10月 1日登記</p>	平成25年 3月15日発行	平成25年 3月22日登記
平成25年 3月15日発行			
平成25年 3月22日登記			

大阪市中央区南本町一丁目6番7号
 帝人株式会社
 会社法人等番号 1200-01-077489

吸収合併	平成24年10月1日大阪市中央区南本町一丁目6番7号帝人テクノプロダクツ株式会社を合併 平成24年10月 1日登記
	平成24年10月1日東京都千代田区霞が関三丁目2番1号帝人フィルム株式会社を合併 平成24年10月 1日登記
	平成24年10月1日東京都千代田区霞が関三丁目2番1号株式会社帝人知的財産センターを合併 平成24年10月 1日登記
	平成24年10月1日大阪市中央区南本町一丁目6番7号帝人クリエイティブスタッフ株式会社を合併 平成24年10月 1日登記
	平成25年4月1日東京都千代田区霞が関三丁目2番1号帝人化成株式会社を合併 平成25年 4月 1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月11日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月11日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年 6月 9日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 6月 9日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成12年 4月20日移記

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

平成25年 7月 1日

大阪法務局北出張所
 登記官

杉 田 隆 夫

